

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第2回家きん疾病小委員会議事次第

日 時：平成16年1月15日（木）18：00～

場 所：農林水産省第2特別会議室

1. 開 会

2. 消費・安全局長あいさつ

3. 第1回家きん疾病小委員会議事概要の確認について

4. 議 事

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ概要について
- (2) 発生の概要について
- (3) 病性鑑定実施状況について
- (4) 防疫対応実施状況について
- (5) 今後の防疫対応について
- (6) その他

4. 閉 会

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
家きん疾病小委員会名簿

(臨時委員)

- | | |
|---------|-------------------------|
| 岡 部 信 彦 | 感染症研究所感染症情報センター長 |
| ○ 喜 田 宏 | 北海道大学大学院獣医学研究科教授 |
| 寺 門 誠 致 | (独)農業・生物系特定産業技術研究機構フェロー |
| 深 澤 吉 明 | 北海道酪農畜産課参事 |
| 藤 田 陽 偉 | O I Eアジア太平洋地域代表 |

(専門委員)

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 及 川 団 | 岩手県農林水産部畜産課家畜衛生主査 |
| 大 槻 公 一 | 鳥取大学農学部教授 |
| 山 口 成 夫 | (独)農業・生物系特定産業技術研究機構
動物衛生研究所感染症研究部長 |

*○印は小委員長、敬称略、五十音順

平成16年1月14日
農 林 水 産 省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生があった。なお、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となる。

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 引き続き、同動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行っていたところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

なお、韓国等で分離されているウイルスと血清亜型が同一であるが、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしている。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。
- (2) さらに、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を開始したところである。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

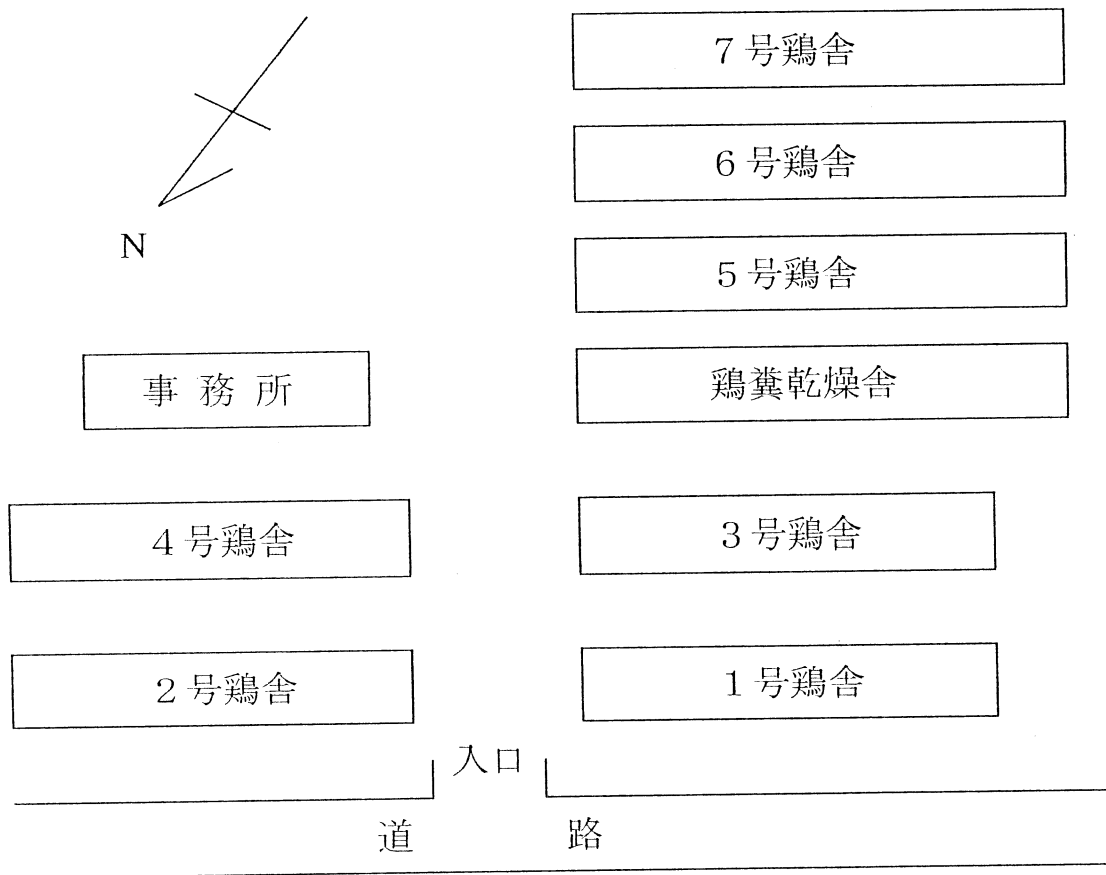
4 その他

(1) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。なお、3の移動の制限により、制限地域からの鶏・卵の出荷は禁止される。

(2) 厚生労働省においては、

- ① 食品を摂取することによる人へのインフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導している。
- ② また、諸外国では生きた鳥との接触により人に感染した事例が報告されていることから、山口県を通じて養鶏従事者等関係者に対し、健康状態の確認、感染防御の徹底を指導している。

発生農場の鶏舎の配置と死亡羽数の推移



死亡羽数の推移 (飼養羽数 34, 640羽)

12月	28日	8羽
	29日	11
	30日	32
	31日	14
1月	1日	34
	2日	51
	3日	88
	4日	71
	5日	233
	6日	155
	7日	444
	8日	419
	9日	839
	10日	1, 238
	11日	2, 345
	12日	2, 312
	13日	4, 237
	14日	2, 091
累計		14, 622

病性鑑定結果の概要

1. 1月11日に、山口県より、10検体（12月30日に採材した4検体及び1月9日に採材した6検体）を、動物衛生研究所に持込み。
2. 直ちに、以下の検査等を実施し、それぞれの結果に基づき、1月12日、A型インフルエンザウイルス、H5亜型と判定。
 - (1) 血球凝集検査：64倍～128倍のHA価
 - (2) ND-HI試験：全て陰性
 - (3) インフルエンザウイルス検出キットによる検査：陽性
(12月30日、1月9日採材分各1検体に対して実施)
 - (4) AI-HI試験：H5抗血清に高い抗体価
((3) の検体に対して、H1～H15の各抗血清で検査)
3. 1月12日より、以下の試験等を実施し、それぞれの結果に基づき、1月13日、H5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザと判定。
 - (1) 鶏静脈内接種試験：接種鶏8羽全て死亡
(2 (3) の検体のうち1月9日採材分を使用)
 - (2) HA蛋白開裂部位のアミノ酸解析：強毒株の配列構造
(2 (3) の検体のうち1月9日採材分を使用)
 - (3) 塩基配列解析：N1遺伝子と高い相同性
(2 (3) の検体のうち1月9日採材分を使用)

発生に伴う防疫措置状況

平成16年1月14日現在

1 発生農場

1月12日 防疫対応等の説明、状況聴取、消毒作業等

1月13日 殺処分開始（14日までに4,596羽）

2 移動制限地域（半径30km以内）

(1) 山口県

12日付けで17市町村（市町村によってはその一部、農場数30戸120万羽：飼養羽数500羽未満のものを除く）について実施。

14日、飼料配送等注意事項の緊急説明会を開催

(2) 島根県

12日付けで5市町村（市町村によってはその一部、500羽以上の農場なし）について実施。

3 疫学調査等

(1) 山口県は、14日までに、移動制限地域の農家を含む県内の467戸の立入検査を実施。

(2) 飼養鶏の導入元は福岡県。当該農場について福岡県が13日に立入検査。

(3) 飼料輸送車等による関連農場は、現在のところ確認されていない。

(4) 各都道府県で、立入検査または電話連絡により異常の有無の確認、防疫措置の指導を実施中。